

令和5年11月定例会  
商工建設常任委員会会議録  
令和5年12月6日～7日

場 所 第5委員会室



令和5年12月6日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正  
予算(第5号)

○議案第2号 令和5年度宮崎県港湾整備事業  
特別会計補正予算(第2号)

○議案第5号 都市公園条例の一部を改正する  
条例

○議案第10号 工事請負契約の変更について

○議案第21号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第22号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第23号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第24号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第25号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第26号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第33号 令和5年度宮崎県一般会計補正  
予算(第6号)

○議案第36号 令和5年度宮崎県公共用地取得  
事業特別会計補正予算(第1号)

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

・半導体関連企業の進出と今後の対策について

・令和4年宮崎県観光入込客統計調査結果(概  
要)について

○閉会中の継続審査について

委員 中野 一 則  
委員 外山 衛  
委員 後藤 哲朗  
委員 内田 理佐  
委員 荒神 稔  
委員 凶師 博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長 日高 正 勝  
調整審査課 長 松下 直 樹

商工観光労働部

商工観光労働部長 丸山 裕太郎  
商工観光労働部次長 飯塚 実  
企業立地推進局長兼  
企業立地課長 児玉 洋一  
観光経済交流局長 川畑 敏彦  
部参事兼商工政策課長 佐々木 史郎  
経営金融支援室長 児玉 利文  
企業振興課長 鍋島 宏三  
食品・メディカル  
産業推進室長 西久保 耕史  
雇用労働政策課長 壺岐 さおり  
観光推進課長 河村 直哉  
スポーツランド推進室長 伊東 浩  
国際・経済交流課長 山台 修一  
工業技術センター所長 有村 隆  
食品開発センター所長 平川 良子  
県立産業技術専門校長 大衛 正直

出席委員(8人)

委員 長 佐藤 雅洋  
副委員 長 工藤 隆久

県土整備部

県土整備部長 原口 耕治

県土整備部次長 (総括)	申間俊也
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	桑畑正仁
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	金子倫和
高速道対策局長	栗山健作
部参事兼管理課長	市成典文
用地対策課長	塩田隆英
技術企画課長	迫節夫
工事検査課長	否笠友紀
道路建設課長	山浦弘志
道路保全課長	山下明男
河川課長	松山英雄
ダム対策監	山田清朗
砂防課長	戸田正人
港湾課長	明比健一郎
空港・ポート セールス対策監	小川美智夫
都市計画課長	黒木正行
美しい宮崎づくり 推進室長	松田豪紀
建築住宅課長	松田真二
営繕課長	下温湯盛久
設備室長	中武英俊
高速道対策局次長	岩切道雄

事務局職員出席者

議事課主査	澤田彩子
議事課主任主事	山本聡

○佐藤委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時1分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、労働委員会事務局長の説明を求めます。

○日高労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。よろしくお願いたします。座って説明をさせていただきます。

労働委員会事務局の令和5年度11月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の367ページを御覧ください。

左から2番目の補正額の欄でございますが、72万9,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますけれども、1億281万7,000円となります。

次に、371ページを御覧ください。

今回お願いしております補正は、表の一番下の段(事項)職員費になりますが、これは人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

主な補正の内容といたしましては、給料等の月例給が0.97%の引上げ、特別給である勤勉手当の0.1月分の引上げとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。議案等について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 その他ではありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時5分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○丸山商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本委員会で御審議いただきます商工観光労働部所管の議案等について、その概要を御説明いたします。座って説明させていただきます。

お配りしております商工建設常任委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

1番目、予算議案でございます。

まず、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」は、宮崎県機械技術センターの次期指定管理に係る管理運営委託費について、債務負担行為の補正として、新たに追加させていただくものでございます。

次の、議案第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」は、県人事委員会の勧告等を踏まえた職員の給与改定に伴うものや、国の総合経済対策に係る補正予算に対応するものでございます。

2番目、特別議案でございますが、議案第21号及び議案第22号ともに、「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

次に、3番目、報告事項でございますが、損害賠償を定めたことについて報告させていただきます。

きます。

最後に、4番目、その他報告事項としまして、半導体関連企業の進出と今後の対策について及び令和4年宮崎県観光入込客統計調査結果(概要)について、報告させていただきます。

それでは、4ページを御覧ください。

令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)歳出予算につきまして、商工観光労働部各課ごとの補正予算額を表でまとめております。商工観光労働部全体の補正額は、表の2列目の補正額の欄にありますとおり8億2,884万1,000円の増額であり、補正前の額668億2,453万円に補正額を足した補正後の額は676億5,337万1,000円となります。

今回、特別会計の補正はなく、一般会計のみの補正となっております。

議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○佐藤委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○佐々木商工政策課長 常任委員会資料の5ページをお開きください。

議案第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち、給与改定に伴う職員の人件費の補正につきまして、商工観光労働部全体を一括して御説明いたします。

今回の人事委員会勧告等に基づく職員の給与改定では、常勤職員の月例給が人事院勧告に準じて若年層に重点を置きながら、平均で0.97%の引上げとなり、勤勉手当の支給月数については0.1月の引上げとなります。また、会計年度任用職員の報酬も改定されることとなります。

この結果、会計年度任用職員を含みます商工観光労働部全体の職員の人件費に係る補正額は、御覧の表の一番下、計の行でございますけれども、右から2番目の補正額の欄、3,279万1,000円の増額でございます。

補正予算案のうち、給与改定に伴う職員の人件費についての説明は、以上でございます。

**○鍋島企業振興課長** 当課の補正予算につきまして御説明いたします。

商工建設常任委員会資料6ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の左から2列目、補正額の欄にありますとおり5億8,891万1,000円の増額をお願いしております。この結果、右から3列目、補正後の額は30億4,043万2,000円となります。

その内容につきまして、7ページを御覧ください。

給与改定に伴う補正につきましては、商工政策課長から説明がございましたので、それ以外のものについて御説明いたします。

表の下から2段目、(事項)産業集積対策費、補正額5億7,953万7,000円の増額は、国の補正予算等に伴う補正であります。

順に説明してまいります。8ページを御覧ください。

「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」であります。この事業は、ものづくり企業への物価高等の影響を緩和するために、6月補正予算において実施しておりますが、依然として厳しい状況にあり、また募集期間終了後におきましても支援を求める多くの相談があったことを踏まえ、ニーズに速やかに対応するために、補正額3億円の増額をお願いしております。財源は、国庫・重点交付金で、これ

によりまして補正後の事業費の額は5億円となります。

この事業の目的及び概要につきましては、従前どおりであります。予算の増額に伴い、事業の概要(3)の成果指標について、付加価値額が年率3%以上増加する企業を5社から12社へ変更しております。事業の期間は、令和5年度となります。

続きまして、9ページを御覧ください。

「特別高圧電気料金激変緩和事業」であります。この事業につきましても、6月補正予算において実施しており、補正額2億7,937万4,000円の増額をお願いしております。財源は、国庫・重点交付金で、これによりまして補正後の事業費の額は、9億6,761万8,000円となります。

国は、一般家庭などが利用する低圧電力と、中規模・小規模工場などが利用する高圧電力につきまして、電気料金激変緩和措置により電気料金の負担を軽減しておりますが、大規模工場などが利用する特別高圧電力につきましては、その対象外としており、特別高圧電力を受電する中小企業を県が支援しております。今回、国の激変緩和措置が延長されたことに伴う補正となります。

事業の目的は、従前どおりであります。事業の概要(1)の事業内容の対象期間を国の措置期間に合わせて、令和5年10月使用分から令和6年4月使用分までといたします。

また、補助額は期間内の総量が700万キロワットアワーまでのときは、1キロワットアワー当たりの補助単価を国の高圧契約の場合と同じく1.8円に、また総量が700万キロワットアワーを超える部分につきましては、1キロワットアワー当たり補助単価の2分の1の額を支援してまいります。

事業の期間につきましては、令和5年度であります。10ページを御覧ください。

当事業では、令和6年4月使用分までを支援いたしますので、事務経費を除いた2億7,925万円につきまして、繰越明許費補正をお願いしております。

○河村観光推進課長 資料12ページを御覧ください。

観光推進課は、一番上の行にございますとおり、今回、一般会計で一番上の左から2番目、補正額の欄にございますとおり2億2,026万3,000円の補正をお願いしているところでございます。補正後の額につきましては、右から3番目、補正後の額の欄にありますとおり30億8,949万8,000円になっております。

このうち給与改定に伴う補正については、先ほど説明があったとおりですので、それ以外のものについて概要を使いながら説明させていただきます。

まず、13ページを御覧ください。

「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」でございます。こちらは、今年の6月補正で事業化させていただいたものでございまして、2,160万円の追加補正を行うものでございます。全額国費となっております。

本事業は6月補正におきまして、1億2,850万円を措置しております。事業の概要の①、②にございますとおり、宿泊業の生産性向上とサービス向上に係る支援を実施するものでございました。

本事業については、夏頃に募集をかけたところでございますが、予算の倍を超える申請をいただいております。今回の補正においては、米印の下線の部分にございますとおり、人手不足にあります宿泊業の生産性向上を緊急的に図

るものとして、国の交付金を活用させていただきながら、2,160万円の追加補正を行うものでございます。

なお、今回の追加補正の再公募にあたりまして、追加補正の対象につきましては、年度内に執行を行うという観点から、太枠の囲みにありますDX導入支援に対して措置していきたいと考えております。

続きまして、14ページを御覧ください。

「県内旅行宿泊応援クーポン付与事業」について御説明さしあげます。こちらの事業につきましても、今年の6月補正で事業化したものについて1億9,520万円の増額をお願いするものでございまして、全額国庫となっております。

次に事業の内容でございますが、本事業は事業の目的の欄にございますとおり、全国旅行支援の終了後の県内旅行需要を喚起するため、6月補正において措置させていただいたものでございます。

資料の中ほどの事業の概要の枠内にございますとおり、事業の内容としましては、県内宿泊によって平日については3,000円、休日については2,000円のクーポンを付与する県独自の旅行支援でございます。

参考の図の左上のグレーの枠内、星マークで6月補正と書かれた部分にございますとおり、6月補正の段階においては7億9,300万円を措置させていただいております。もともと来年の1月31日までの実施を予定していたところでございます。

今回の補正につきましては、本事業を1月31日までの期間中、切れ目なく実施するために必要な額の予算を措置しておくという観点から、追加の財源措置をお願いするものでございます。

今回の補正によりまして、この成果指標に

ございますけれども、新たに6万人の延べ宿泊者数を見込んでおきまして、全体として延べ26万人の宿泊者数を成果指標として設定しているところでございます。

○鍋島企業振興課長 商工建設常任委員会資料15ページを御覧ください。

議案第21号「公の施設の指定管理者の指定について」、宮崎県機械技術センターにつきまして御説明いたします。

6月定例会常任委員会におきまして、当施設の次期指定管理候補者の選定について御報告いたしました。今回、指定管理者の指定をお願いしております。

まず、1の施設の概要についてであります。延岡市にあります宮崎県機械技術センターは、機械金属工業の振興を目的に、センター設備の利用、機械金属工業に係る知識・技術の習得などを支援するために設置した公の施設であり、現在、公益財団法人宮崎県機械技術振興協会が指定管理者として管理運営を行っております。

次に、2の次期指定管理候補者であります。今期と同じく公益財団法人宮崎県機械技術振興協会、3の指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

16ページを御覧ください。

次に、4の選定概要についてであります。(1)の公募の状況であります。募集を7月6日から9月7日まで行い、この間、県公報やホームページ、経済団体の会報をはじめ、過去の応募者などにも周知しましたが、申請者は宮崎県機械技術振興協会1者のみでありました。

次に、(2)の指定管理候補者の審査方法につきまして、まず審査の流れであります。審査区分欄の上の段、書類審査につきましては、当課におきまして申請書類に漏れがないかなどを審

査いたしました。

真ん中の指定管理候補者選定委員会による審査であります。審査は申請者が下の②の表に掲げる選定委員会委員に対しプレゼンテーションを行い、委員からヒアリングを受けるという形で実施いたしました。

さらに、その下の指定管理候補者選定会議による確認であります。右下の③の表に掲げる選定会議委員によって、選定委員会の審査結果と当課の評価結果とを照合し、最終的に県が指定管理候補者を選定したところであります。

17ページを御覧ください。

ここに、④、選定基準・審査項目・配点をお示ししております。平等な利用の確保など5つの基準につきまして、項目を定め審査を行ったところであります。

18ページを御覧ください。

(3)の審査結果及び選定理由であります。まず、①の選定委員会における審査結果につきましては、最低基準点300点を超える422点でありました。

次に、②選定会議による確認結果であります。確認の結果、最低基準点60点を超える81点でありました。

③の選定理由であります。3点挙げております。まず、選定委員会の審査において最低基準点を満たしたこと、選定会議において審査結果が適切であると確認したこと、また、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力があると認められること、そして、事業計画において新たな提案がなされ、県内機械金属工業の振興への寄与が期待できることが選定理由であります。

続いて、5の指定管理候補者からの提案内容についてであります。先ほど新たな提案がな



されたと申しました。その内容が、(1)に掲げる材料分析及び精密測定分野における新たな設備のリース導入と、デジタル系技術者の専門家派遣等による機械金属工業関係企業ものづくり支援であります。これらの提案は、センターの目的に合致するものであり、県内機械金属工業への寄与を期待しているところです。

19ページを御覧ください。

(2)の指定管理料であります。項目欄、次期指定管理料、提案額(A)とあります表を御覧ください。

指定管理料の指定期間の総額は、表の一番右にありますとおり3億3,719万8,000円で、年ごとの平均額は表の下、平均額(B)にありますとおり6,743万9,600円となります。また、その下にあります表は、上が募集時に県が示した基準価格、下が今期指定管理料との比較表であります。

(3)につきましては、候補者から提出のありました指定期間内の収支計画となります。

続きまして、議案第1号、令和5年度一般会計補正予算の債務負担行為補正につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

宮崎県機械技術センターの指定管理者の指定に伴い、その管理運営委託費の債務負担行為の設定をお願いしております。期間は、令和5年度から令和10年度までであります。これは、次期指定管理期間の開始日にあたる令和6年4月1日から、センターの管理運営が円滑に始められるよう、今年度中に基本協定締結など準備を進める必要があるためでございます。

限度額3億3,719万8,000円につきましては、先ほど御説明いたしました指定管理料の提案額と同額でございます。

○河村観光推進課長 委員会資料の20ページを御覧ください。

議案第22号の県営国民宿舎高千穂荘に関する公の施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

現在の施設の概要につきましては、1に記載のとおりでございます。株式会社ケイメイが現在の指定管理者として指定されております。現在の指定期間については、令和3年4月1日から3年間、令和6年3月31日までとなっております。

今般、後ほど説明いたします選定プロセスを経まして、令和6年4月からの次期指定管理候補者につきましては、2の次期指定管理候補者にありますとおり、引き続き株式会社ケイメイとさせていただければと考えております。

なお、3の指定期間につきましては、6月の常任委員会でも御説明さしあげましたけれども、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とさせていただければと思っております。

続きまして、21ページを御覧ください。

4の選定概要でございますけれども、(1)のとおり7月3日から約2か月間募集を実施して、株式会社ケイメイ及び株式会社クリルの2団体より申請があったところでございます。

(2)の審査方法につきましては、流れといたしましては、先ほどの宮崎県機械技術センターと同様となっておりますけれども、まず観光推進課において申請書類に基づいて書類審査をさせていただき、次に②に委員会委員と書いておりますけれども、外部有識者によります指定管理候補者選定委員会によりまして、申請者のプレゼンテーションとヒアリングを実施しております。

その後、県庁内に設置しております選定会議

において、選定委員会と、それと所管課である観光推進課の評価結果を照らし合わせて、相違がないことを確認しております。

22ページに評価基準を記載させていただいておりますけれども、全庁的な基準を基にしまして、施設の特性を考慮しつつ、設定させていただいております。

続きまして、23ページを御覧ください。

審査結果及び選定理由について記載させていただいております。指定管理候補者選定委員会、有識者の委員会における株式会社ケイメイの審査結果については、①に記載のとおりでございます。500点満点中の418点。また指定管理候補者選定会議における審査結果については、これは観光推進課の評価結果でございますけれども、100点満点中81点となっております。

この結果、③の選定理由にありますとおり、採点結果が、最低基準点は満たしていることはもとより、令和4年度には経営を黒字化させていることから、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められ、かつ実績を踏まえて、具体的な事業計画、収支計画を立てて申請をいただいたことから、株式会社ケイメイを指定管理候補者として選定させていただいたものでございます。

具体的な提案内容について、5の(1)で簡単に説明させていただきます。キッズスペースや家族連れイベントの実施ですとか、外出できない雨天時やシニア層向けに館内の夜の過ごし方を創出することによって、施設の満足度を向上させていきたいとか、高千穂の地場産品や観光資源の積極的な活用を地域と連携しながら魅力的な宿泊プランを造成していきたいとか、宴会や会食利用のさらなる強化による集客・収益の向上を提案していただいたところでございま

す。

24ページは申請時にいただいた収支計画の概要でございますけれども、次期指定管理期間における収支計画はこのような形になっておりまして、一番下の収支差額の欄が最終的なところでございますけれども、期間を通じて安定的な運営を見込んでいるところでございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○凶師委員 資料8ページのものづくり企業の支援事業について、事業内容は理解しているんですけれども、補助の上限が2,000万円ということですが、成果指標を見ると3億円の追加なので2,000万円ずつ使えば15社は支援できるかと思うんです。ヒアリングを行った結果、これぐらいしか手が挙がらなかったということなんでしょうか。

○鍋島企業振興課長 この指標につきまして、3%以上増加するという形にしているんですけれども、全部が全部上がるかどうか分からないということで、今回7社追加して12社しております。

6月の補正で実施して、既に17社を支援しています。事業の実施計画書などを確認しながらやっているんですけれども、一応全ての企業に3%以上上がるという目標を定めていただいております。なので、本来17社全てに3%以上上がってほしいんですが、今は物価高の影響もございまして。コロナもございました。そういったことを加味して、指標は前回5社としておりましたし、今回3億円を増やすということで、7社程度増えていければいいなということで、合わせまして12社とさせていただいております。

○凶師委員 理解できました。補助に関しては、

予算額いっぱい出しているけれども、この3%以上の業績が上がるかどうかは定かじゃないということで、予算をしっかりと使い切るぐらいの応募はあるということですね。

○鍋島企業振興課長 はい、そのとおりでございます。

○図師委員 今度は資料14ページのクーポンの付与事業について、これも景気の刺激策として悪くはないと思うんですが、クーポンには使用期限が決められていますよね。当日とか次の日ぐらいまでに使い切ってくださいということで、使い切らない方々もいらっしゃると思います。そういう場合は付与したにも関わらず流れてしまっていて、予算の取扱いとしては、結局県に請求が上がった分だけしか事業費の支払いをしていないと思うんですが、その使用率はどれくらい調べられたことがありますか。

○河村観光推進課長 11月末時点のデータがございまして、少々お待ちください。正確な数字をちょっと確認させていただいて、後ほど回答さしあげます。

○図師委員 今度は資料23～24ページで、この高千穂荘について株式会社ケイメイに引き続き受けていただくのはよろしいんですけれども、24ページの収支計画を見た場合、県への納付金がずっとゼロということで、もちろん納付金を求めれば赤字に転換してしまうので納付金がないんだと思うんですが、県への納付金がない状況でこれを県有財産として保有していく意味はあるのでしょうか。

○河村観光推進課長 基本納付金はゼロとさせていただいておりますが、黒字——収支差額がプラスになった部分については、2分の1を県に納付していただくような設計にしています。民間に黒字を生み出すインセンティブを与えな

がら、収支でプラスの部分は県にも一部を納付いただくこととなりますので、我々にもフィードバックがあるという形にはなろうかと思いません。

○図師委員 2分の1が納付されるということなのですが、納付額は令和10年度で200万円弱というところで、ゼロではないんですけれども、これぐらいの納付を得るためにこの維持、補修、メンテナンスに、この額をはるかに上回る支出があろうかと思うんです。実質的に、県への納付があつたとしても、事業としてはマイナスになっているんじゃないかなと思います。受ける民間側もこういう少額な納付をするのではなくて……。

私としては県有財産はどんどんスリム化していくべきだと思いますので、そういう維持費、管理費を含めたバランスをもう少し考えていかれたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○河村観光推進課長 御指摘のとおり、確かに修繕費を含めて県の負担になる部分がございます。リスク分担表でも300万円以上のいわゆるハード的のところについては、県のほうで予算の範囲内で執行することになっていきますし、当然ながら年によって執行額は変動はするので、数百万円台のときもあれば、1,000万円を超える修繕の費用が必要になる時期はございます。

確かに、御指摘のとおり、納付金だけで毎年の修繕費をカバーできているわけではございません。そこはバランスといえますか——今回の公募は、コロナ禍の中で制度設計も募集もやってきました。6月に募集内容について御報告して、実際には夏場に募集をかけましたけれども、直近の令和4年度の高千穂荘の収支は年間で約300万円の黒字となり、その半分を県に納付い

ただいておりますので、足元の状況はもう少し好調といたしますか、部屋も埋まっていると聞いています。今回はこのように募集をさせていただきましたが、将来的にバランスを見ながら基本納付金を考えるというのはあるかとは思いません。

いずれにしても、指定管理の受け手がいることが前提なので、バランスは取りながらやっていく必要があると思います。

**○凶師委員** 分かりました。今後もこの収支計画の内容を見ながら、私の意見も述べさせていただきますと思います。

**○荒神委員** 議案第22号の、公の施設の指定管理についてでございますが、2者の申請があったということで、審査項目とか配点は分かるのですが、指定管理候補者は、審査項目のどこが勝っていたのかとか、比較する必要もあると思うんです。

この2者は拮抗した審査点だったのか、その辺の内容をちょっと教えていただけませんか。

**○河村観光推進課長** 細目の点数は、県庁の指定管理全体のルールで個別の採点がなかなかお伝えしにくいところがございますので、全体の所感といたしますか、評価のポイントについて説明させていただければと思います。

この評価基準の中で幾つか細目を出させていただきますので、22ページにありますけれども、平等な利用の確保ですとか、あとは事業計画の中でも特に、必要な体制の確保ですとか、施設管理に最低限必要な事業内容、提案ですとか、あるいは緊急事態が発生したときにどう対応するかなども申請書の中で出させていただいております。

そういったところで両者はそこまで大きな差がなく、採点でもそのような結果が出ておりま

す。実際に差があった部分は、②の施設の効用の最大限の発揮の審査項目に、利用者サービスの向上ですとか、利用者増への取組に関する提案がありますけれども、先ほど説明させていただいた、民間事業者からの付加的な提案が、やはりケイメイのほうがより現状を踏まえて具体的な提案をしていただいたので、そちらの評価が高かったところがございます。

クリルも、何点だったかは申し上げられないんですけれども、事業内容、事業計画自体は選定委員会の中でも高評価のコメントを多くいただいております。非常に拮抗した審査だったという印象を受けております。

**○荒神委員** 私が考えるに、指定管理者になった事業者は別として、2者、3者あれば、その企業名を出さずにABCでもいいので、この項目はこちらが上回っているとか、審査する中でせつかく配点とか審査項目を書かれている以上は、企業名を出さずに審査する方法も必要かなと思っています。

ただ1者だけ、この点数でしたというのではなくて、やはりそれぞれの企業の個性もあるでしょうし、今後の参考にもなるのかなと思います。拮抗したんじゃないかと、差があったという受け取り方でよろしいのでしょうか。

**○河村観光推進課長** そういった意味では、ケイメイを選定するに至る差があったと考えています。実は、これが仮に3者以上であった場合は、2位以降の点数も開示しているんですけれども、今回は2者なので不採択になった会社と点数が特定される形で公表してしまうと、当該企業に何らかの不利益が生じるのではないかとという理由で、非公表とする扱いにしている聞いています。

今回は2者ですので、そういった意味で点数

が直接的にリンクされてしまうので、非公表というルールになっていると聞いております。

○後藤委員 13～14ページについて、今回の補正の一番のポイントは、国からの重点交付金をいかに使うかなんですが、人手不足がどの分野、どの業態も非常に厳しい状況なんですよ。そういう中で、ある程度一過性のクーポン付与事業に1億9,500万円使われる。

実は私、延岡市から来ているのですが、今週は宮崎市のホテルが全然とれないんですよ。青島太平洋マラソンもありますけれども、昨日あたりから全然とれない。

聞きましたら、やはり人手不足なんですよけれども、客室減なんですよ。客室をフルに使っていないという状況です。

それで、クーポン付与事業でいかに呼んだとしても、人手不足が解消しなければどうかなという疑問点があるものですから、配分を含め、どのような考えで計画されたのか、お聞かせ願いたいです。

○河村観光推進課長 御指摘の点は、まさにおっしゃるとおりだと考えていまして、正確な状況はまだしっかりデータが取れていないんですよけれども、確かに事業者の声を聞きますと、やはりフルで部屋を稼働できていないとおっしゃる方もいらっしゃいます。

実際にそれがどれだけあるかも、まだ追えていない状況なんですけど、何とかやりくりしているという声も比較的多いのが実情でございます。

今回、予算額をどのように計算したかについてですけれども、クーポン付与事業は今の執行率から、1月末までに必要になるだろうという額を計算しました。

宿泊業の生産性・サービス向上支援は、もともと3か年の事業を想定していまして、来年度

も引き続きぜひお願いしたいと考えているんですけども、今回は緊急的にDXだけに絞っております。サービス向上支援は施設の改修などにどうしても時間がかかってしまうので、年度を越えてしまう。それであれば来年度当初で対応してもらおうという考えで、今回はDXだけに絞っているところであります。2,000万円という額につきましては、6月に当初予算で実施させていただいたところ、件数として多かったのはサービス向上のほうです。

DXも一定数いただいておりますが、残念ながら不採択とさせていただいた事業者の件数と、事務局になっていただいている旅館組合とこれぐらいの規模感かなと相談をして、やらせていただいている状況でございます。

確かに額として大きく取ればもっとできるのかもしれませんが、実際に1月末までに納品して精算手続に移るというスケジュールを考えると、まずはこれぐらいの額でさせていただいて、今回漏れたところはまた来年度と考えています。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○河村観光推進課長 先ほど凶師委員から御質問いただいたクーポンの執行率について、手元のデータでは実際に約95%の支払いになっていると聞いております。

○佐藤委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終わった後をお願いいたします。

○河村観光推進課長 常任委員会資料の25ページを御覧ください。

損害賠償額を定めたことについてでございます。この事案は、県有車両による交通事故の損害賠償でございます。

具体的には、令和5年6月12日に、都城市役

所内の駐車場におきまして、当課職員が運転する公用車が駐車場所から左側に向けて発進したところ、左隣に駐車しておりました車両の右側前方と、公用車の左側後方が接触した事案でございます。原因は職員の周辺の確認不足でございます。

損害賠償額は21万9,250円、専決年月日は令和5年10月12日でございます。全額を県が加入しております任意保険で支払っているものでございます。交通法令の遵守、交通安全の確保につきましては、様々な機会を通じまして職員に注意喚起をしているところでございますが、このような事故が発生してしまい、大変申し訳なく思っております。

今後このような事故が生じないように、再発防止に向けてより一層指導してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質問はその後をお願いいたします。

○児玉企業立地推進局長 半導体関連企業の進出と今後の対策について御説明いたします。

資料26ページでございます。

九州全体で半導体関連企業の投資が活発化する中、本県におきましても、先月、ローム株式会社がパワー半導体の生産拠点としまして、ソーラーフロンティア旧国富工場の土地、建物を正式に取得したところであります。

そのローム社の概要についてでございますが、本県では令和4年度に半導体関連企業4件の立地認定を行ったところであります。そういった動きを踏まえまして、令和5年度から重点的に

企業誘致に取り組む分野に半導体関連産業を追加しました。

そういった中で、ローム社がソーラーフロンティア旧国富工場の敷地面積約40万平方メートル、建物延べ床面積約23万平方メートルを取得されまして、ロームグループの製造子会社であります、ラピスセミコンダクタ株式会社の宮崎第二工場として、シリコンカーバイドを素材としますパワー半導体を生産することとしております。

現在のところ、投資額や雇用者数など、具体的な支出計画はまだ明らかになっておりませんが、このローム社の進出は本県における新たな産業人材の育成・確保につながる大きなチャンスであると考えておりますと同時に、新たな投資による県内企業の取引拡大が期待をされるというところでございます。

次に、資料27ページでございます。

ローム社は、京都市に本社を置く国内有数の半導体製造会社でありまして、国内外に95か所の拠点を有しております。その連結売上高は、2023年3月期で5,078億8,200万円であります。

左下にパワー半導体の世界シェアの表がございます。2022年時点でローム社は第9位となっておりますが、これを右下の写真にありますとおり、宮崎工場、筑後工場に加えまして、今回、宮崎第二工場においてシリコンカーバイド製のパワー半導体及び8インチの基板を生産することで、その生産能力を2030年には2021年に比べて35倍に拡大し、現在、ドイツのインフィニオン・テクノロジーズが売上高世界シェアトップとなっておりますが、ローム社は2030年には世界シェアトップを目指すと言われております。その主要な生産拠点が、この宮崎第二工場となっ

ております。

資料28ページでございます。

2、人材の育成・確保についてでございます。九州では、半導体産業の集積が進んでおります。そういった中、国は、本県を含む九州各県、教育研究機関及び半導体産業などと連携して、半導体人材の育成・確保を目的に「九州半導体人材育成等コンソーシアム」を令和4年3月に設立しました。

本県におきましても、ローム社の国富町への進出などから、県内の半導体人材をいかに育て、確保するか等が急務となっております。こういうことから、県内の半導体関連企業を含めた産業界と、宮崎大学、都城高専をメンバーとします教育研究機関及び行政機関とで構成します(仮称)「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」を設立することとしておりまして、その第1回の総会を12月19日に開催する予定でございます。

このコンソーシアムにおいて、それぞれの立場からの意見・提案などを踏まえながら、本県の半導体産業の基盤となる人材の育成・確保を図るとともに、半導体のみならず、県内産業の振興につながるよう取り組んでまいります。

また、年内には立地調印も締結する予定としておりまして、その準備を今進めております。さらに、庁内横断的な会議も年内に開催しまして、関係部局と連携して全庁を挙げて、ローム社をはじめとします半導体関連企業の振興に取り組むこととしております。

○河村観光推進課長 続きまして、常任委員会資料の29ページを御覧ください。

令和4年宮崎県観光入込客統計調査結果の概要につきまして御説明さしあげます。

まず、2の調査結果概要の(1)、観光入込客

数についてでございますが、表1を御覧ください。

令和4年につきましては下から4行目の合計にございますけれども、旅行支援の効果等もありまして、1,269万1,000人回、前年比では25.3%増加しておりますけれども、令和元年度比では約8割の回復となっているところでございます。このうち、訪日外国人客でございますが、下から2段目でございます。10万9,000人回となっております。令和3年度比で増加しておりますけれども、令和元年度比では約3割程度の回復にとどまっているところでございます。

次の30ページを御覧ください。

こちらは、観光消費額についてでございます。下から4段目の合計でございますけれども、観光消費額につきましては、1,243億4,000万円でございます。前年比でプラス18.3%となっております。こちらも同様に、コロナ禍前の令和元年度の数字に戻りきっていない状況でございます。

なお、訪日外国人につきましては、表の下の米印の欄にございますとおり、観光消費額単価の推計根拠となります国の調査が実施されず、消費額を算出しておりませんので、バーで表記しております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○内田委員 資料28ページの人材育成について、半導体関連の人材をという話は自然の流れだと思います。でも、本当に厳しい状況が来るんじゃないかなと思っています。地元企業でも新卒の方をなかなか採用できていない、毎年30~40人入っているところでも3割程度だというような厳しい状況が今後も続くだろうという話が飛び

交っているんです。そういう中で、外国人材を獲得していったり、九州内でも人材が取り合いになるだろうとかいろいろな話があって、深刻な状況も想定されると感じております。

これから会議が行われるということですが、厳しい御意見もある中で、いかに人材を地元で育て、また、外からも入れていくかを考えていけないといけない。地元の労働力、労働人口を減らさないように、取り合いにならないようにしないといけないというのがすごく大事ではないかと感じています。

この教育・研究機関で宮崎大学と都城高専と、「等」となっているんですが、これは例えば工業高校とか地元の公立の学校とか、そういうところを視野に入れて考えて、連携を取ってやっていくということでしょうか。地元の労働人口の取り合いにならないように、減らさないように、そこもしっかり育てていくことも含めて考えていただきたいなという思いを込めて、質問させていただきます。

**○鍋島企業振興課長** この「等」につきまして、今、理系を中心に考えておりますが、県内の専門学校とか、ほかの大学——文系がメインになっているかと思えますけれども、そういったところも入りたいということがあれば、ぜひ参加していただくということでここは「等」としていきます。現段階で了解を得られましたのは宮崎大学と都城高専でございますので、「等」という形でつけさせていただいております。

この設立に当たりまして、宮崎大学の先生とか、企業の方々に御意見を伺うと、特に半導体につきましては理系の人材が欲しいということでございます。県内の企業にこんな魅力があるんだよと、小学生、中学生にちゃんと教えていかなきゃいけないという御意見をいただいております。

ります。このコンソーシアムではそういった取組をやっていきたいと考えておりますので、人口が減少していく中、若年層がどんどん減っていく中でどうなるか分かりませんが、半導体だけではなくて、ほかの産業にも影響が及ぶような形で何かやっていけたらなと今感じているところでございます。

**○飯塚商工観光労働部次長** 外国人材につきましては、国で特定技能の見直し等を議論されていますので、注視していきたいと考えております。

今回、半導体コンソーシアムに関しては、企業が高レベルな人材を求めているというところもあります。昨日、知事も答弁したんですけれども、雇用のほうで地元の学生をしっかりと県内に取り込む活動をやっておりますして、学校の先生とか、親とか、本人を含めて企業の魅力を学生にしっかりと伝えて、県内就職を促進する。そういったものを複合的にやりながら、内田委員がおっしゃったように、取り合いにならないように、しっかりと県内の人材確保に努めてまいりたいと考えております。

**○内田委員** 実際に、県とか市町村の職員も辞めて、県外のこういう半導体関連にという話もちろちら聞かえてきているので、しっかりと地元にとどまっていただけのようにしていただきたい。また、所得とかも関係してくると思うので、地元企業がどんどんレベルアップできて、収入とか企業の力がもつとついてくるように、いろいろな計画や働きかけができたらいいなと思っていますので、よろしく申し上げます。

**○工藤副委員長** ロームが県外の人材を募集するときに、Iターンは使えますか。

**○児玉企業立地推進局長** このローム社は結構有名な企業ですので、U I Jターンを促してい



く、外から人を呼び込んでいくのに一番効果的な企業ではないかと考えています。

先ほどからお話がありますとおり、若者が県外に流出する状況の中で、やっぱり地元の企業も、人材を別の職に取られるんじゃないかと懸念されていらっしゃるんですけども、こういったロームを呼ぶことで、今出ていこうとする方を県内にとどめるということと、既に出られている方を逆に外から呼び込んでくるということで、何とか取り組んでいきたいと思っています。

**○工藤副委員長** ぜひ、ロームの募集係の人とも協力して、そっちをうまく使っていていただいて、県外の優秀な人材に、県内に戻ってきてもらいたいし、また、来ていただきたいと思います。

**○中野委員** 資料29ページについて。

11月の初めに京都に行きました。京都駅から次の駅まで行ったんですが、ごったがえすほどの人数で、確かに観光客だなと思ったんですよ。列車の中も海外の人がたくさん、特に欧米人がたくさんいたように思いました。それから、先日は沖縄に行きました。空港のごったがえし、それから夜の国際通りの人数の多いことにびっくりしました。

それで29ページでは、コロナ前ほどまではいいないけれども、8割まで回復、観光客数が1,269万人回になったという報告ですよ。うち、日帰りが多いんですけども宿泊数もかなり増えました。沖縄では、沖縄県庁で聞いたんですが、本当に少ない数字だったように思うんですよ。この違いは何だろうか、本当にこの数字なのかと思ったんですが、私も、沖縄の数字はちょっと忘れたけれども、1,000万人を超える数字ではなかったと思うんです。その辺のことをちょっと教えていただけませんか。

**○河村観光推進課長** 手元にあるデータで説明

させていただきます。これは入込客数の統計になっていますけれども、別途、観光庁が各県別に延べ宿泊者数を取ったものも出ております。こちらは月ごとにデータを公表しておりますので、代わりではありますけれども最新の動向として説明させていただきます。

それを見ますと、やはり全国的には首都圏、京都もそうですけれども、都市部を中心に回復率といいますか、回復の度合いが高くなっています。先ほど言及がありました京都府の令和5年1月から9月までの延べ宿泊者数のデータは、もう大体コロナ禍前に戻っている状況であると聞いています。

また、北海道や東京、沖縄は、観光地として数字が非常に大きくて、例えば観光庁の宿泊旅行統計調査の延べ宿泊者数の令和5年9月で、宮崎県が29万人泊なんですけれども、沖縄県のが約256万人泊となっています。

回答になっているか分かりませんが、データとしてはそういう状況が出ています。

**○外山委員** 今の答弁は、ちょっとずれがあって、中野委員の質問は、この数字に瑕疵はないのか、あと同時に、記憶によると沖縄とか非常に人が多かったんで、この数字は全国同じ基準で出しているのか、という問いだと思うんですよ。ですから、基準は一緒に間違いない数字だ、あるいは沖縄は、実は5,000万人だったとか、そういう答弁なら分かるんですけども。問いのポイントはそこですよ。

**○河村観光推進課長** この観光入込客統計調査は、国が統一基準を定めています。大阪府だけこの基準を導入していないんですけども、基本的にそれ以外の46都道府県では同じ基準で、観光庁の統一基準に基づいて調査を実施しているものになっています。

○後藤委員 日帰り客もですか。

○河村観光推進課長 そのとおりです。日帰り客と宿泊客数の性質を調べて、この統計調査を出すという一連の流れが基準となっています。

○中野委員 日帰り客は、984万7,000人ですよね。我々は今、宮崎市に来ているけれども、我々も県内客にカウントされているということですか。

○河村観光推進課長 実際に調査員が出て調査表をやりとりしながら調査をしているんですけれども、観光目的以外に、ビジネス目的も調査としては取っております。基本的にいくつか観光地を選定させていただいて、抽出地点でデータを取っておりますので、そこに来ていただいた方に調査をする形になっています。

○中野委員 沖縄に行って、京都に行って非常ににぎわいがあるなと思ったものだから。それに引き換え、宮崎はいまいちなという気がします。私の地元であるえびの高原の日頃の様子、それから、ちょっと回復したような青島、あるいは夜の橋通りを見て、比較してしまうんです。だから、この数字はあれっと思ったんですよね。

○河村観光推進課長 沖縄県は観光客も非常に多いので、数字としては大きくなる傾向にあると思いますけれども、宮崎県のデータについても観光庁のルールにのっとってやってきておりますし、引き続き正確な数値といいますか実態に近い数字——あくまでこれは推計も挟んでデータとして出しているところであるので、そういったところはしっかりと実施していきたいと思っております。

○川畑観光経済交流局長 沖縄をはじめ、大きな観光地の状況については、数字も含めて改めて私どもでもしっかりと分析をしまして、今後の政策の展開等に生かしていきたいと思ってお

りますので、よろしくお願いいたします。

○荒神委員 企業立地の件で、先ほど、内田委員が言われたように、今でも人手不足なのに、ロームが進出してくるとして、宮崎工場で雇用はどのように——例えば、熊本であれば台湾のほうから何千人かいらっしやるという話も聞いているんですけれども、このロームの場合は雇用数は幾らで、本社なり、向こうからどれぐらいの規模でいらっしやるのか。その辺がないと、やはり地元の企業は奪い合いになって、今後いいことがいいことでなくなるような気もするんですけれども、その辺の計画や予定は会社との協議の中ではどういうふうになっているんでしょうか。

○川畑観光経済交流局長 今、投資額だとか採用の人数とか、そういった詳細を国と最終調整されています。我々も早く知りたいんですけれども、まだそれが公表されていないので、その情報を御説明することができません。

ただ、予定としましては、今月中に立地調印式をする方向で準備を進めておりまして、それまでには進出計画、投資額といった詳細が発表されると思いますので、そのときには速やかに御報告させていただきたいと思っております。

○荒神委員 もちろん報告が必要ですが、やはり企業がこの地方に来るのには、土地が安いなり人件費が安い、そういういろんな魅力も理由の一つだと思うんです。人口が少なく、大都会を持っているわけでもなく、今でも人手不足であれば、ある程度本社なり、そして台湾の話もしましたけれども、その辺はしっかりとしていないと、条件の中に一つ入るぐらいでないで大変かなと思うわけです。

○中野委員 人手不足について、昔は、農業は後継者不足という言葉で、今は商業の後継者、

継続者がいないということですよ。ほかの産業でも人手不足云々というのは、コロナ後、急に聞いた話ですが、いろんなところで人手がない、人手がないという話を聞くんですよ。

県内で、人手が十分足りている産業は何か把握されているんですか。

**○吉岐雇用労働政策課長** 委員のおっしゃるとおり、ここが足りていますという状況等は、なかなか把握ができていないところです。

人手不足感のあるところは、やはり理系人材が不足しているという状況もあれば、求人関係で事務を求める求職者が多かったり、求人と求職のマッチングがなかなかうまくいかないという状況があります。

我々としても、企業からの求人の状況と仕事を求める方たちとのマッチングや、若い世代にはマッチングのそごが起らないようにインターンシップとかを進めて、できるだけ県内の企業の魅力を発信して、県内にとどまっていけるような努力を続けていきたいと考えております。

**○内田委員** 資料29ページ、先ほどから議論いただいている観光入込客の結果について、コロナ前と比べて8割まで回復したと、一見良さそうな結果で、コロナ前まで戻しますというのが目標ではあるところですが、沖縄県に行かせていただいたときに、沖縄県は段階的に戻していくということを頻りに言われていました。

オーバーツーリズムにならないようにということと、不満足で帰っていただかないように、リピーターを増やすために、慎重にターゲットを絞って、ウェディングを強化し、修学旅行を強化し、スポーツを強化し、徐々に戻していきますというお話でした。

先ほど後藤委員もおっしゃられたんですが、現在、宮崎県では、ホテル業においても人が足

りないということで部屋数、ベッド数を減らして、その反面、料金が高くなっているという話もよく聞くようになりました。6,000円だったのが9,000円になっているとか、1万幾らだったのが2万円を超えて泊まりにくい。地元にとってはすごく高くて泊まれないという話にもなっている。

持続的な観光産業を作り出すために、一気に戻すのはとても怖いというか、慎重にやらないといけないのではないかなとすごく感じています。一気にコロナ前に戻しますということじゃ、蓋を開けたら不便だったよとか、インフラも不便だったとか、そういうことになっちゃうんじゃないかなと思います。

そういうことも考えて、いろんな現場の御意見も聞きながら、観光客、スポーツで来られた方々も含めて、感想とかアンケートを取っていただいたりしながら「宮崎よかったよ」とリピーターにつながって、何年後には完全回復させますという段階的な計画がほしいなと感じました。その辺については、段階的にやっていくんだ、いや、今の状況で一気に戻せるという判断なのか、どうでしょうか。

**○丸山商工観光労働部長** 大変大事な御指摘をいただきましてありがとうございます。

本当に、委員がおっしゃったとおりでございますけれども、一方で、宮崎県はインバウンドの数にしても、なかなか追いついていないと言いましょか——先ほどありました沖縄県にしても、首都圏にしても、もう既に大変にぎわっている状態で、だからこそ、オーバーツーリズムという言葉、課題が出てきているんですけども、宮崎県においてはまだ全体で8割。私たちとしては、これから元に戻すためにぜひ頑張っていきたいというのが大きな目標ではあります。

ただ一方で、進め方としましては、委員がおっしゃいましたように、手順をしっかりと、今、受皿がどういう課題を持っているかということも本当に大事でございます。今回、「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」を追加させていただいていますが、労働生産性を含めて県内の受皿がしっかりと対応できるような状態にしていくことも、3年間かけてしっかりと取り組んでいきたいと思っています。誘客の部分と受皿の部分の組合せをしっかりと考えながら取り組んでまいりたいと思っております。

**○内田委員** おきなわワールドに行かせていただいたときに、沖縄県は観光産業におけるDXの推進事業をあらゆる分野の企業に補助しながら進めている。おかげで、修学旅行の生徒がすごくたくさん来られていたんですが、受付業務もシステムを入れてスリム化できていて、少ない職員でも何とか回すことができているというお話を聞きました。

いろんな業界、観光だけじゃなくて、工業においても人材が不足している中で、このDXを強化していただいて、もっとスピード感を持って進めていただくことが先じゃないかとも感じます。力を入れてDXをやっていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

**○佐藤委員長** ほかに、その他報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** それでは、その他で何かありませんか。

**○中野委員** 今までの話の関連にもなるのですが、えびの高原の屋外アイススケート場はいつ開業したのか、開業していなければいつ開業するのか。それと、遅れてはいるんですよね。その遅れている理由をお尋ねします。

**○河村観光推進課長** 今シーズンのアイススケート場のオープンについては、12月10日を予定していると聞いております。例年、もう少し早い時期にオープンしていたのですが、天候の都合、天気が非常にいいと逆に氷が張りづらいというところもあって、今のところ12月10日のオープンを予定していると聞いております。

**○中野委員** あそこのスケート場は、少々暑くても新しい機械でアイススケート場ができるんですよね。昔の方式を変えて、そういうのに変えたんですから。

それで、遅れている理由を聞いたら、人手が足りないということでした。だから、行ってみたら、少ない人数で一生懸命準備をされているんですよ。それで、なぜ人手が足りないのかと言ったら、例年はホテルのほうからどんどん応援に来てもらっているがホテルも人が少ないという話でした。学生アルバイトをどんどん使えばいいじゃないと言ったら、今の学生は全然アルバイトしませんよということでした。

それで、例年は11月には必ず開業しているんですが、遅れているという話で、今言われたように12月10日が開業ですか。遅れれば遅れるほど営業日数は少ないんですよ。

それで、ここは県の施設だから、開業を急がせる方法は何かなかったのだろうかという気がしたんです。えびの高原は、いつも四季を通じてレジャー、観光が楽しめると言っているんですけども、アイススケート場がなくなったら、冬はもう全然閑古鳥です。来年もあることだから、何か方法はないかなと、そういう感想を持ちました。

**○河村観光推進課長** 確かに、ホテルの運営を含めて人手不足というところは私どもも聞いておまして、これは宿泊業界全体でもあります

けれども、やはり立地の問題もありまして、なかなか人材の確保が難しいという状況を聞いております。どれだけ雇用するかも含めて、基本的には指定管理者の裁量の中でやっていただく部分は多いんですけれども、引き続きそういった課題認識も含めて受け止めたいと思います。

○中野委員 えびの高原荘の指定管理者の選定も遅れているんですね。今の管理者が手を挙げないという報告でしたが、挙げない理由は赤字の累計だけじゃなくて、人手確保が難しいというのも1つの理由じゃないのかなと、そういう憶測もしたところなんです。この前、宮崎日日新聞にこの企業の社長や副社長が載って、会社の内容が掲載されておりましたけれども。

何か、人手不足というのがほかの産業にも、いろんなことに影響しているのではなかろうかという気もしたんです。さっきも人手不足ということで、いろいろ話がありましたけれども、宮崎県の人口が104万人になったからといって、徐々に減ってきていて急に減ったわけじゃないわけですからね。何かいい方法はないもんか。全庁的に考えなければならないことだとは思いますが、ひとつ心して取り組んでほしいなと思います。我々も頑張らないといけないと思うんですけれども。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

---

午前11時32分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

午後は1時からの再開としますのでよろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

---

午後0時57分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○原口県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

先月3日に五ヶ瀬町で開催しました、九州中央自動車道蘇陽五ヶ瀬道路五ヶ瀬区間の着工式におきましては、大変お忙しい中、濱砂議長、佐藤委員長をはじめ、県議会の皆様に多く御出席いただきました。ありがとうございました。

また、今年9日には、今年度新規事業化されました国道10号、住吉道路の中心くい打ち式を開催予定であり、さらに同日午後には、西日本高速道路株式会社により、新富町におきまして、東九州自動車道、高鍋一西都間の4車線化事業の着工式が執り行われる予定であります。

これまでも力強い御支援をいただいております県議会の皆様に、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通、暫定2車線区間の4車線化などを目指し、全国高速道路建設協議会の会長に就任した知事を先頭に、これまで以上に全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県議会の皆様の御支援・御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます、県土整備部所管の議案等につきまして、委

員会資料によりまして御説明いたします。

ここからは着席して説明させていただきます。

まず、お手元の商工建設常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、Ⅰ、予算議案では、議案第1号の一般会計補正予算案の外3件についてお願いしております。

次に、Ⅱ、特別議案であります、都市公園条例の一部を改正する条例について、外5件について説明させていただきます。

最後に、Ⅲ、報告事項では、損害賠償額を定めたことについて報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長等から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

**○佐藤委員長** 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○市成管理課長** 県土整備部の11月補正予算について御説明いたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

まず、昨日追加提案いたしました、議案第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」と議案第36号「令和5年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)」についてでございます。

部総括表の太線で囲んだ部分、Eの欄が今回の補正額になります。

一番上の一般会計の上から3段目、補助公共・交付金事業ですが、防災・減災、国土強靱化などの国の補正予算に速やかに対応するため、所要額として220億130万4,000円の増額をお願いしております。

次に、その4段下のその他の8,982万9,000円

と、その下の特別会計、公共用地取得事業の41万6,000円の増額につきましては、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う職員費等の増額をお願いするものでありまして、一般会計と特別会計を合わせた補正額の合計は一番下にありますとおり、220億9,154万9,000円の増額であります。

その結果、補正後の予算額は、その右隣1,071億4,206万2,000円となり、対前年比で8.4%の減となっております。

次に、4ページを御覧ください。

2、補助公共・交付金事業の内訳であります。

右から4列目、太枠で囲んでおりますEの欄になりますが、今回の補正は先ほど申し上げましたように、防災・減災、国土強靱化などの国の補正予算に速やかに対応するため、道路や河川事業などで、表の一番下にありますとおり、220億130万4,000円の増額をお願いするものであります。

次に、5ページを御覧ください。

これは先ほど御説明いたしました、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う職員費等の補正に係る各課ごとの補正額の内訳であります。

県土整備部の補正額は、表の右から2列目の太枠一番下にありますとおり、一般会計、特別会計を合わせまして9,024万5,000円の増額をお願いしております。

次に、6ページを御覧ください。

これは補正予算の金額を各課(局)別に記載したものであります。

次の7ページから36ページまでは、各課ごとの歳出予算説明資料になります。

次に、37ページを御覧ください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表でありま

す。

太線で囲んでおります11月議会申請分の欄にありますとおり、第5号では、追加と変更(増額)合わせて56億6,158万4,000円を、また、その下の第6号では、220億130万4,000円をお願いしております。

次に、38～39ページは、繰越明許費補正の追加の内訳であります。

まず、38ページを御覧ください。

議案第1号では、道路橋梁調査事業をはじめとする9事業で5億4,380万円をお願いしております。

次に、39ページを御覧ください。

議案第33号では、盛土防災総合推進事業の4,270万4,000円をお願いしております。

次に、40～41ページは、繰越明許費補正の変更の内訳であります。

まず、40ページを御覧ください。

議案第1号では、公共道路新設改良事業をはじめとする10事業で、51億1,778万4,000円の増額補正をお願いしております。

次に、41ページを御覧ください。

議案第33号では、同じく公共道路新設改良事業をはじめとする8事業で、219億5,860万円の増額補正をお願いしております。

これらの繰越しの主な理由としましては、関係機関との調整等に日時を要したこと等によるものや国の補正予算の関係により、工期が不足することによるものであります。

次に、42ページから45ページにかけましては、債務負担行為補正の追加であります。

これは早期発注や施工時期の平準化を図るため、今年度の支出は伴わずに公共事業を前倒しして発注する、いわゆるゼロ県債や、国道447号、真幸工区におけるトンネル工事、指定管理者の

指定などの債務負担行為の設定を行うものであります。

次に、46ページを御覧ください。

債務負担行為補正の変更であります。

これは国道265号、(仮称)十根川2号トンネル工事において、トンネルの早期供用を図るための追加工事などを行うため、債務負担行為の限度額の変更を行うものであります。

次に、47ページを御覧ください。

議案第2号の港湾整備事業特別会計補正予算の繰越明許費補正の変更であります。

これは細島港整備事業について、8,600万円の増額補正をお願いするものであります。

**○迫技術企画課長** 委員会資料13ページを御覧ください。

当課の補正予算額について御説明をいたします。

当課の補正予算額は4,519万円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり、4億7,814万9,000円となっております。

補正の主な内容について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

一番下の(事項)盛土防災総合推進事業費でございます。

これは盛土規制法に基づく基礎調査等を行う事業でございますが、国の補正予算に伴い、4,270万4,000円の増額をお願いするものでございます。

今回の調査では、現在実施しております既存盛土等の分布調査の結果を踏まえ、現地確認による応急対策の必要性等を判断するための調査を行うものでございます。

**○山浦道路建設課長** 当課の補正予算について

御説明いたします。

お手元の委員会資料の15ページを御覧ください。

当課の補正予算額は69億7,960万円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目で272億5,682万1,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

上から5段目の(事項)公共道路新設改良事業費であります。

これは県が管理している国県道の道路改良を行う事業でありまして、国の補正予算に伴う69億7,960万円の増額であります。

主な事業内容といたしまして、国道447号真幸工区や、県道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区での道路改良工事などを予定しております。

**○山下道路保全課長** 委員会資料の17ページを御覧ください。

当課の補正予算額は51億2,141万7,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は211億3,020万7,000円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

18ページを御覧ください。

一番下の(事項)公共道路維持事業費であります。国の補正予算額に伴いまして、51億850万円の増額をお願いするものであります。

主な事業内容といたしまして、橋梁やトンネルの補修工事をはじめ、道路のり面の、防災対策や舗装補修などの老朽化対策、また交通安全対策等といたしまして、市街地部の電線地中化や、学校・警察等との通学路合同点検に基づく歩道整備などを予定しております。

引き続きまして、議案第10号について御説明いたします。

委員会資料の50ページを御覧ください。

昨年9月、台風第14号により被災しました、国道327号野地工区の道路災害復旧工事に関する工事請負契約の変更であります。

1の事業概要であります。当区間は、東白杵郡椎葉村大字松尾で実施しています災害復旧事業でありまして、全体延長86メートル、幅員3.5～5.0メートル、全体事業費が約11億円でありませぬ。

右下の写真にありますように、工事区間を2つに分割して施工しておりまして、今回説明します工事は、右側の赤色で旗揚げしている、その1工事であります。

野地工区につきましては、災害復旧工事を実施中でありましたが、今年の台風第6号の影響によりまして、青色で旗揚げしている、その2工事付近の上部の斜面が、黄色点線で囲んでいるとおり崩壊したところがございます。

現在、ボーリング調査や詳細な調査を実施しているところであり、今後、専門家や国との協議を行い、引き続き、災害復旧事業として取り組む予定であります。

次に、2の工事概要であります。本工事の復旧延長は47メートル、幅員3.6～5.5メートル、アンカー付鋼管土留め擁壁工により復旧する工事であります。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額は6億5,921万6,872円、変更契約の金額が6億6,733万2,484円で、811万5,612円の増額であります。

契約の相手方は、旭建設株式会社、工期は、令和5年3月14日から令和5年12月25日までで、変更後の工期は、令和6年3月25日までの延伸



であります。

4の変更理由であります。

工事の一時中止に伴う請負金額の変更及び工期の変更であります。

51ページに平面図、断面図を記載しておりますので、御覧ください。

右下の断面図にありますとおり、鋼管くいを打ち込みまして、背面にアンカーで引っ張るアンカー付鋼管土留め擁壁工により復旧する工事でありまして、復旧のために必要な工事用道路も施工することとしております。

52ページを御覧ください。

野地工区の経緯といたしましては、今年の7月2日から3日にかけての梅雨前線豪雨の影響により、のり面や路面に変状が確認されたことから、受注業者と協議を行いまして、7月24日から一旦、工事を中止したところでございます。

その後、8月7日には、先ほど御説明したとおり、台風第6号の影響により、その2工事付近の上部の斜面が崩壊いたしました。

その1工事の区間につきましては、斜面崩壊の直接的な被害はありませんでしたが、被害の範囲や二次被害の可能性など、当工事の安全性の確認を含め、周辺斜面の詳細な調査を実施し、その調査結果を踏まえ、専門家や国と協議を行いながら今後の方針を検討する必要があることから、現在、12月25日まで一時中止を継続しております。

請負金額の変更内容といたしましては、工事一時中止期間中の現場点検等に要する費用や、現場事務所、安全施設等のリース費用、使用機械の一時撤去に係る費用などに伴う増額変更でございまして。

また、工期につきましても、工事の一時中止に伴いまして、令和6年3月25日まで延伸した

いと考えております。

○松山河川課長 委員会資料の19ページを御覧ください。

当課の補正予算額は57億6,208万6,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は276億3,960万円となります。

以下、補正の主な内容について御説明します。

20ページを御覧ください。

まず、下から2段目の(事項)ダム施設整備事業費であります。

これは、国の補助を受けて、ダム管理施設の老朽化対策のため、放流施設や機器の更新等を行う費用で、国の補正予算により17億2,400万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、美郷町にある渡川ダムの電源設備改良工事や、木城町にある松尾ダムの放流設備改良工事などを予定しております。

次に、22ページを御覧ください。

上から3段目の(事項)公共河川事業費であります。

この事項も、国の補助を受けて、洪水による浸水被害を軽減するための河道掘削や堤防の整備などを行う事業で、国の補正予算により40億1,000万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、激甚化する風水害への対応として、一ツ瀬川の堤防かさ上げや、耳川の河道掘削などを予定しております。

○戸田砂防課長 委員会資料の23ページを御覧ください。

当課の補正予算額は28億1,971万8,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の予算額は86億5,631万9,000円となります。

続きまして、補正の内容について御説明いたします。

24ページを御覧ください。

まず、ページ中ほどの(事項)公共砂防事業費であります。

これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や、地滑りのおそれがある箇所での対策工事を行う事業であります。

国の補正予算等による18億2,335万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、日南市の上町沢川において、砂防堰堤工などを予定しております。

次に、その下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。

これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工等の整備を行う事業費であります。

国の補正予算等による9億9,615万円の増額であります。

25ページを御覧ください。

主な事業内容といたしましては、日南市の永道浜一4地区において、重力式擁壁工などを予定しております。

**○明比港湾課長** お手元の常任委員会資料の26ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で13億422万8,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計が75億4,779万8,000円となり、港湾整備事業特別会計15億5万9,000円と合わせまして、当課の合計は90億4,785万7,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

27ページをお開きください。

一番下の(事項)公共港湾建設事業費であり

ます。

これは、港湾の岸壁などの整備に要する経費でありまして、国の補正予算等により12億9,700万円の増額を行うものであります。

主な事業内容としましては、港湾機能強化としまして、油津港の10号岸壁延伸に係る地盤改良工事などを予定しております。

**○松田美しい宮崎づくり推進室長** 委員会資料の48ページを御覧ください。

議案第5号「都市公園条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。49ページの図を御覧ください。

宮崎県総合運動公園において、図の左端のホッケー場を廃止したほか、その右隣の補助球技場照明、図の中央の屋内走路が完成予定となったため、使用料を削除及び追加し、併せて弓道場を分割利用できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

なお、今回新設される屋内走路はプール東側に位置しており、令和9年度の国スポ・障スポ大会に向けた強化練習等の拠点施設であるとともに、合宿誘致等に向けた運動公園施設機能の強化や、利用者の利便性の向上を図ることを目的として整備されるものであります。

48ページに戻っていただき、2の改正の内容であります。まず、(1)、条例第9条に示される有料公園施設につきまして、ホッケー場を削除し、屋内走路を追加いたします。

次に、(2)、条例別表第2につきまして、ホッケー場の使用料を削除し、補助球技場照明、屋内走路、屋内走路照明の使用料を追加いたします。

また、(3)、条例別表第2付表1につきまして、弓道場(近的)、弓道場(遠的)の一部を使

用する場合の使用料を追加いたします。

表にそれぞれの使用料を記載しておりますが、例えば屋内走路は1時間につき、児童生徒の団体の使用料は120円、その他の団体の使用料は240円となっております。

なお、団体が照明設備を使用する場合には、1時間につき180円を使用料金に加えることとしております。

最後に、3の施行期日につきましては、ホッケー場に係るものは、公布の日、補助球技場照明に係るものは、2月を超えない範囲内において規則で定める日、屋内走路に係るものは、4月を超えない範囲内において規則で定める日、弓道場に係るものは、令和6年4月1日から施行することとしております。

次に、53ページを御覧ください。

公の施設の指定管理者の指定について御審議いただくものであります。

当室が所管しております5つの都市公園等は、3つのグループに分けて指定管理をしておりますので、議案第23号から議案第25号までの3つの議案を提出させていただいております。

それでは、議案第23号から御説明いたします。

まず、1、施設の概要です。

施設名が、県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園であります。

上から3番目の丸、現指定管理者は、株式会社馬原造園建設であります。

次に、2、次期指定管理候補者としましては、現在と同じ株式会社馬原造園建設を選定させていただきます。

3、指定期間は、令和6年4月1日からの5年間であります。

次の4、選定概要であります。

(1)の公募の状況で、(2)の申請者は、株式

会社馬原造園建設及び一般財団法人みやぎ公園協会の2者でありました。

54ページを御覧ください。

(2)の指定管理候補者の審査方法につきましては、①の審査の流れにある表の上から下に3段階の審査を行っております。

最初に、当室において、申請書類に基づく資格審査を行った後、中段にある外部委員で構成する指定管理候補者選定委員会において、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行う審査を実施いたしました。

最後に、県職員で構成する指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果と、当推進室において評価した結果とを照らし合わせ、候補者案が異なっていないかを確認した後、下の米印のとおり、県において指定管理候補者を選定しております。

なお、選定委員会の委員は、②のとおり、学識者・有識者として大学の教授や、財務経理関係を見ることができる者として公認会計士の方などに委員になっていただいております。

また、選定会議の委員は、③のとおり、施設所管部局及び指定管理制度所管部局の職員が委員となっております。

次に、55ページを御覧ください。

④の選定基準・審査項目・配点につきまして、都市公園などの管理運営を行う上では、利用者サービスの向上や、それを支える体制の確保が重要と考えておりますので、表の中にある、イ、公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画、及びエ、事業計画を着実に実施するための管理運営能力を重視した配点としております。

次に、56ページを御覧ください。

(3)の審査結果及び選定理由であります。

①の指定管理候補者選定委員会における審査

結果は、1位が399.78点で株式会社馬原造園建設、②の指定管理候補者選定会議における確認結果は、1位が82.98点で、同じく株式会社馬原造園建設でありました。

この結果、③の選定理由のとおり、総合的に最も高い得点を得たこと、また施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有すると認められること、さらに文化公園でのスケッチ大会といった施設の利活用促進や利用者増に向けた具体的な提案があり、実現可能性が高いこと、以上3点の理由から、株式会社馬原造園建設を選定したものであります。

次に、57ページを御覧ください。

5、指定管理候補者からの提案内容としまして、(1)の指定管理料として、指定管理者からの提案額が上段の一番右、5年間の合計で5億6,000万円であります。そのすぐ下にある基準価格を下回っております。

(2)の収支計画の一番下、各年度の収支差額は、令和7年度を除き、支出が収入を上回っております。

(3)の県民サービスの向上等につきましては、パークヨガや菜園事業を行うこと、レストハウス連絡会による情報共有や、文化公園内の施設等との事業実施を行うこととなっております。

次に、58ページ、議案第24号であります。

1、施設の概要です。

施設名が、県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園であります。

上から3番目の丸、現指定管理者は、一般財団法人みやざき公園協会であります。

次に、2、次期指定管理候補者としましては、現在と同じ一般財団法人みやざき公園協会を選定させていただいております。

3、指定期間につきましては、議案第23号と同じく5年間であります。

次の4、選定概要であります。

(1)の公募の状況で、②の申請者は、一般財団法人みやざき公園協会の1者でありました。

次の59～60ページにつきましては、先ほどの議案第23号と同様のため、説明は省略させていただきます。

続きまして、61ページを御覧ください。

(3)、審査結果及び選定理由であります。

①の指定管理候補者選定委員会における審査結果は、500点満点中406.60点でありまして、最低基準点の300点を超えております。

次に、②の指定管理候補者選定会議における確認結果は、100点満点中83.40点でありまして、最低基準点の60点を超えております。

この結果、③の選定理由のとおり、選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たしていること、また施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、さらに植物園でのカフェ運営といった施設の利活用の促進や利用者増に向けた具体的な提案があり、実現可能性が高いこと、以上3点の理由から、一般財団法人みやざき公園協会を選定しております。

次に、62ページを御覧ください。

5、指定管理候補者からの提案内容としまして、(1)の指定管理料として、指定管理者からの提案額が上段の一番右、5年間の合計で8億5,173万4,000円であり、そのすぐ下にありまます基準価格を下回っております。

続きまして、63ページを御覧ください。

(2)の収支計画の一番下、各年度の収支差額は、各年度約6万円のプラスであります。

(3)の県民サービスの向上等につきましては

は、避難高台防災講座やフラワーショー、地域を結ぶシェアサイクルを実施するとしております。

次に、64ページを御覧ください。

議案第25号であります。

1、施設の概要、施設名が、特別史跡公園西都原古墳群であります。

上から3番目の丸、現指定管理者は、一般財団法人みやざき公園協会であります。

次に、2、次期指定管理候補者としましては、現在と同じ一般財団法人みやざき公園協会を選定させていただいております。

3、指定期間は、同じく5年間であります。

次の4、選定概要であります。

(1)の公募の状況で、②の申請者は、一般財団法人みやざき公園協会及び有限会社生目緑地建設の2者でありました。

65～66ページの(2)の指定管理候補者の審査方法につきましては、先ほどと同様のため、説明は省略させていただきます。

67ページを御覧ください。

(3)、審査結果及び選定理由であります。

①の指定管理候補者選定委員会における審査結果は、1位が407.60点で一般財団法人みやざき公園協会、②の指定管理候補者選定会議における確認結果は、1位が80.80点で、同じく一般財団法人みやざき公園協会でありました。

この結果、③の選定理由のとおり、総合的に最も高い得点を得たこと、また施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有すると認められること、さらに地域一帯の情報を共有するための取組や、星空観察会といった利用者増に向けた具体的な提案があり、実現可能性が高いこと、以上3点の理由から、一般財団法人みやざき公園協会を選定したものであります。

次に、68ページを御覧ください。

5、指定管理候補者からの提案内容としまして、(1)の指定管理料として、指定管理者の提案額が上段の一番右、5年間の合計で1億8,112万2,000円であり、そのすぐ下にある基準価格を下回っております。

69ページを御覧ください。

(2)の収支計画の一番下、各年度の収支差額は、おおよそプラスマイナスゼロであります。

(3)の県民サービスの向上等につきましましては、西都原連絡会による情報共有の取組を行う、また星空観察会や西都原体験会のイベントを実施するとしております。

○松田建築住宅課長 委員会資料の70ページを御覧ください。

議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

これは県北地区における県営住宅の令和6年度からの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

1の施設の概要につきましまして、指定管理の対象となる施設は、県営住宅27団地2,189戸であります。

2の次期指定管理候補者につきましましては、県北住宅管理センターでありまして、グループ申請となっております。

このグループは、現県央・県南地区の県営住宅の指定管理者である一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会、及び現県北地区の県営住宅の指定管理者である延岡日向宅建協同組合で構成されるグループとなります。

3の指定期間につきましましては、令和6年4月1日からの5年間であります。

71ページを御覧ください。

4の選定概要であります。

(1)の公募の状況につきまして、募集期間は7月3日から約2か月間で、申請者は県北住宅管理センター1者でありました。

(2)の指定管理候補者の審査方法につきましては、①の審査の流れに記載しておりますとおり、まずは当課において書類審査を行い、次に外部委員のみで構成する選定委員会において審査を実施し、最後に県職員で構成する選定会議において候補者案を確認した後、県において候補者を選定したところであります。

なお、選定委員会の委員につきましては②の表、選定会議の委員は③の表のとおりであります。

72ページを御覧ください。

④の選定基準・審査項目・配点につきましては、住民の平等な利用が確保されること、公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画であることなど、5項目の基準を設定し、それぞれの基準について審査項目と配点を定めております。

73ページを御覧ください。

(3)の審査結果及び選定理由につきましては、①の選定委員会における審査結果が500点中395点であり、②の選定会議における確認結果が100点中74点でありました。

③の選定理由につきましては、選定委員会及び選定会議における評価が最低基準点の6割を上回り、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められるためであります。

最後に、5の指定管理候補者からの提案内容であります。

(1)の指定管理料につきましては、候補者からの提案額が5年間の合計で3億4,500万円となっており、県が示した基準価格を下回っております。

74ページを御覧ください。

(2)の収支計画は、各年度の収支内訳を示しております。

(3)の県民サービスの向上等につきましては、候補者による提案として、各種手続きに係る窓口について、県が募集の際に設定した窓口数及び窓口開設時間を上回って対応を行うほか、入居相談等に係るフリーダイヤルの設置、収入申告手続きに係る高齢者等への出張サポートなどに取り組むこととしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんか。

○中野委員 議案第23号についてお尋ねします。

1位の評価点は分かりましたが、2位は何点だったんでしょうか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 2位の得点につきましては、今回から、申請者が2者の場合には、その2番手の方の得点が特定されることにより、その後の経営等に影響が出るおそれがあるため公表しないことになっておりまして、1位の得点のみ記載させていただいております。

○中野委員 議案の24号以下を見れば、2位の申請者の評価は23号の1位の評価よりも高いですよ。それからしんしゃくすると、かなり接戦だったのかなと思ったんですが、そのような結果であったんでしょうか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 接戦でございました。それぞれの評価項目で採点をして、外部の委員に採点をしていただきます選定委員会、それと県の職員で行います選定会議、それぞれで審査をしました結果、同じ申請者が選ばれたという結果でございます。

○中野委員 一般財団法人みやぎ公園協会はもともと県の職員が天下っていく——今はどうか知りませんが、そういう公共性の高い法人で

すよね。あとひと踏ん張り努力するぐらいあってほしいなと思ったのと、23号で1位を取った馬原造園建設は、非常にすばらしい提案を積極的にされるということも、監査をしてみても理解しているんです。

お互いに拮抗した2者だと思いますけれども、結果的には現管理者が1位を取ったということですから、きちんとした評価の仕方であったんだろうと思いますが、あとはどういうところで順位が入れ替わったりするのかなと思ったものから、聞いてみました。

**○図師委員** 資料20ページ、河川課のダムの施設整備事業費で改良の予算が出ているんですが、これは堆積土砂に関する経費として何か組まれているものなのか。ダムによって内容は違うと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

**○山田ダム対策監** こちらに組まれている予算はダムの施設の改良更新でございまして、堆積土砂等の除去等が入ってございません。

**○図師委員** 直接しゅんせつするような予算ではなく、例えば下部のほうから堆積土砂を抜くとか、そういうための施工は入っていないんですか。

**○山田ダム対策監** ダムの堆積土砂関係の予算につきましては、県単事業で対応しております、補助事業では対応しておりません。

**○図師委員** 分かりました。どのダムも堆積土砂の問題が本当に大きくなっておりますので、県単のほうでの対応が速やかに行われることを期待しております。

続けて、中野委員が言われたところと重なるんですが、本当に初歩的な質問で申し訳ないんですけれども、資料53ページからの23～25号議案について、どこも慎重な審査によって選定先が決まったと思われるんですが、その収支計画

を見ると、どの事業も企業側が受けるにははメリットが少ないなという気がしています。

特に、最初の馬原造園建設が1位を取られた亜熱帯植物園と県総合運動公園は収支がマイナスで事業が展開される内容なんですけど、これは何か企業側のメリットがあるものなんですか。

**○松田美しい宮崎づくり推進室長** 収支計画につきましては、収入に指定管理料と記載している関係で、その指定管理料に相当する支出について記載しております。これは指定管理候補者からの提案内容をそのまま載せています。

そのほかに指定管理者が自ら行う自主事業がございます。自主事業は公園利用者のサービスの向上などを目的として、例えば平和台公園でマイ埴輪をつくってみようといった事業を集客して行うものです。会費を取って材料費等を支出するような事業を、年間通して様々行っています。

そういったもので収益を上げるというのが過去の実績の中でございまして、過去を見ますと数十万円程度の利益になっているようでございますけれども、場合によっては材料費がかさんで支出が多くなることもあるようでございます。

この収支計画には、支出に人件費という項目が設けられておりますが、そこに賃金等を積み上げたものが記載されておまして、なおかつ経費には、本社で経理をする方たちの給与等も含まれておりますので、一定の利益は見込まれていると考えております。

**○図師委員** そのような形で利益が上がっているのは理解できました。どうしても応募者が少ないのは、その辺の薄利の部分の影響があるのかなと思ったんですが、今のように各法人が雇用を守るとか、プラスアルファの事業で利益を上げていく努力をされるのは、本当にいいこと

だと思います。西都原のほうでも障がい者雇用につながっている——私も時々利用させていただくんですが、地域貢献というところで企業のイメージとか、企業の総合評価が上がって、ほかの公的じゃない、民間の事業者も取れる可能性が大きくなっているのかなとも考えたところでありました。

**○荒神委員** 公の施設の指定管理者の指定について、先ほど中野委員もいろいろ言われて、拮抗した点数であったと聞きました。商工観光労働部でもお話したんですけれども、やはりこれは申請者の名前を載せなくても1位、2位、3者あればABCでもいいので、配点がある以上、明確にしたほうがいいのかと思います。地方自治体によってはABCで出したりするところもあるような気がするんですけれども、やはりこれは県として公表できないというのがもう決まっているものでしょうか。

それともう一点、点数があるわけですが、この県営住宅の場合は500点の中で395点とか、100点満点の74点とあるわけですが、これは5年前の前回と比較すると改善されているものでしょうか。それとも点数は同点なんでしょうか。改善された点はあるんでしょうか。その辺を教えてくださいませんか。

**○松田美しい宮崎づくり推進室長** まず、先ほどの2位の得点は示さないのかということに関連して、ABC表記でもいいんじゃないかということについて、これまで申請者の名前は全て示してきております。

2者の場合になぜ2位の点数を示さないかと言うと、最低の点数が60点以上となっております。他の例でその60点を下回った例があったということでございます。その場合に点数を示しますと、その企業のその後の営業に響くんじゃ

ないかという配慮をするために、2者の場合の2位の得点については示さないということが、今回から決まったところです。これは全庁的に行政改革推進室のほうで取り決めたものでございます。

**○松田建築住宅課長** まず、県北地区の指定管理者について、前回の選定のときとの比較ですけれども、評価は前回よりも下回っております。

もう一つの新たな取組等につきましては、社会福祉団体との連携だったり、先ほど説明申し上げましたフリーダイヤルの設置といったところでの工夫を提案されております。

点数が下回っている背景としましては、経費縮減額が前回のほうは少しよかったものですから、今回はそれよりちょっと縮減額が少ないこともありまして、各委員とも評価が下がったのではないかと考えております。

**○荒神委員** 2者であれば、2位のところの今後のイメージの問題というのは分かりました。3者であれば、それはABCなりで示すということですか。

**○松田美しい宮崎づくり推進室長** 3者であっても会社名は示します。3者以上の場合、1位の点数は当然示しますけれども、2位以下はどこが2位なのか特定されないように点数を示します。

**○荒神委員** 点数は出すということですね。

**○松田美しい宮崎づくり推進室長** 点数は出すけれども、どこの会社が何点というのが、2位以下は特定されないように示します。

**○荒神委員** やはり中野委員も言われたように、拮抗している場合とか、いろいろあると思うんです。例えば1者であれば競争の原理が働かないわけですので、関係ないかもしれないけれども、先ほどのように前回よりも評価点が下がっ



たということになってもどうかと感じたもの  
ですから、やはり今後、2位の方もどこが足り  
なかったんだということを分析されて、いろい  
ろと手を挙げるようになれば望ましいと思っ  
ています。

○中野委員 収支計画がマイナス、いわゆる身  
を削る収支計画を出して1位になられたわけ  
ですけども、削ってということは——人件費、  
需用費、いわゆる経費は物価高とかそういうこ  
ともあるでしょう、人件費もどんどん上がら  
ないといかん。それなのにこの指定管理料は変わ  
らないわけです。何か悲痛な訴えをしながら、  
この提案をされている、収支計画を出されてい  
るというふうに読み取ったんですよね。

ですから、この指定管理料というのは本当に  
この数字でいいのかなという気もしたんですよ。  
企業が身を削って仕事をもらうというのは大変  
なことだと思うんですよね。もともと普通の入  
札会社で赤字を出したところは、入札資格はな  
いか聞いたこともあるけど、それに近いよう  
な人が仕事を取ることになれば、大変なこと  
になると思うんですよね。だから、この指定管  
理料で5年間ですけども、5年間のうちに途中  
でどうにもならんということで、変更というこ  
とも考えられるんですか。これはもう5年間は  
ずっと固定ですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 まず、指定  
管理料の積算においては、\*今年度の労務単価を  
採用して積算をさせていただいております。

今の指定管理料は3年前の労務単価を採用し  
て積算しております。そのため指定管理料は来  
年度から少し上がることになるんですけども、  
そこは実勢価格を適用させていただいておりま  
す。

収支の差額がマイナスというところは、先ほ

どもお話をさせていただきましたけども、これ  
はあくまでも指定管理料に対して、その項目に  
値するものの支出だけを記載させていただいて  
おりまして、このほか指定管理候補者が自主的  
に行う自主事業が年間で継続して行われており  
ます。そちらの収入もこれにプラスになってく  
るということを考えますと、差額としてはマイ  
ナスではなくプラスのほうに働くんじゃないか  
なと推測されます。

○中野委員 課長の説明は、どうもさっきから  
回りくどくて我々の脳の働きとマッチしません。

単純に、赤字の収支計画を立てても、そのこ  
とは何もしんしゃくしておりません、途中で指  
定管理料を上げることは考えておりません、と  
いう答弁なんですか。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 途中で指定  
管理料を変更するかどうかは、想定し得ないこ  
と——例えば、コロナによって集客が減るとい  
ったことが過去にはございましたけれども、そう  
いったときには発注者側が指定管理料を増額す  
るということが規定上ございます。

○中野委員 変更する可能性はあるということ  
ですね。それを聞ければいいんですよ。しかし、  
この決定に至るまでの間の透明性がないとい  
うことは伝わってきました。この辺はやはり考  
えないといけないのではないかと、というのが私の  
感想です。

○松田建築住宅課長 先ほどの荒神委員の御質  
問で、指定管理者の評価の点数について、前回  
と比較して下回っていると答えましたけれども、  
点数が今回は500点満点ですが、前は延岡市や  
日向市と合同で選定している関係で1,500点満  
点でありました。そういったところを勘案しま  
すと、評価の点数としましては、ほぼ同じ点数に

※32ページに訂正発言あり

になります。

ただ、経費削減の提案について、今回はちょっと削減額が低いので、全体的な評価では下回っていると見ていいのではないかと思います。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 1点、訂正させていただきます。

次期指定管理料の積算の労務単価については、令和4年度の労務単価を使って積算をしております。

○中野委員 令和4年度のものでしょうか、そうすると今年の春に賃上げがありました、そういうのは加味されていないということですね。来年もまた上がる可能性があると言われています。やっぱり労務費というのは——公務員も今回提案されておりますけれども、上がるわけですからね、その辺はやっぱり配慮していかないといけないんじゃないですか。

今までは指定期間は3年だったんですよ。これは投資や継続性の問題などがあるから、今度から5年になった。ということは、企業としてもかなりの危険性も含めて取っていると思うんですよ。5年を見通したときに赤字になるという覚悟を持ってでも取ったわけですからね。どんどん身を削って経営すればいいという問題ではないです。やっぱり企業は企業として、継続して仕事をしてもらわないといかんわけですから。この場合は、収入源は指定管理料だけですからね。

○松田美しい宮崎づくり推進室長 労務単価の改定や消費税の改定とかがあった場合には、しっかり受発注者間で協議して利用者のサービス向上と一緒に努めてまいりたいと思います。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、報告事項に関する説明を

求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終わった後をお願いいたします。

○山下道路保全課長 委員会資料の75ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は人身及び物損の事故が1件、物損の事故が3件であります。

事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

番号1、倒木事故につきましては、突然車道上に倒れてきた樹木に衝突し、大型バントラックの箱型荷台を損傷したものであります。本件は事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

番号2、落石事故につきましては、車道上に発生していた落石を避けてハンドルを切ったところ、のり面に衝突し、バンパーやボンネット等の損傷と、運転者が頸椎捻挫を起こしたものであります。本件は被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

番号3、スリップ事故につきましては、落ち葉等で道路の側溝が詰まった箇所がございまして、そこから水が溢れ、その水が凍結した箇所で車両がスリップし、車体の前の部分のバンパー等を損傷したものであります。本件は被害者に前方不注視の過失がありますので、県と相手方の過失割合を5割ずつとしております。

番号4、穴ぼこ事故につきましては、車道上に発生していた穴ぼこに車両が落ち込み、車両

右側のタイヤの側面を損傷したものであります。本件は被害者に前方不注視の過失がありますので、県と相手方の過失割合を5割ずつとしております。

損害賠償額は242万2,413円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 最後にその他で何かありませんか。

○山下道路保全課長 道路保全課からご報告いたします。

既に、報道等で御承知のこととは思いますが、本日11時に気象台から硫黄山の噴火警戒レベルを1に引き下げると発表がございました。これを受けまして、現在、土日昼間の交通開放を中止している県道1号小林えびの高原牧園線につきましては、硫黄山の噴火警戒レベルが1に下がったこと、また、火山ガスの濃度も基準値を下回る状況で推移していることから、今週の12月9日土曜日から、土日昼間に限った交通開放を再開することとしましたので、御報告いたします。

ただし、今後、火山ガスの濃度が基準値を超過するなど交通開放ができなくなった場合につきましては、改めてメール等により御報告いたします。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

---

午後2時21分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、7日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時といいたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 何もありませんので、以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後2時21分散会

令和5年12月7日(木曜日)

---

午後1時0分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	佐藤	雅洋
副委員	長	工藤	隆久
委員		中野	一則
委員		外山	衛
委員		後藤	哲朗
委員		内田	理佐
委員		荒神	稔
委員		凶師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課	主査	澤田	彩子
議事課	主任主事	山本	聡

---

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時0分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第10号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第33号、議案第36号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第10号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第33号、議案第36号は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

---

午後1時2分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

皆さん方が御発言されましたことを、委員長、副委員長でしっかりと報告に入れるということで、御一任いただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、1月18日木曜日に予定されております  
閉会中の委員会につきまして、御意見をお伺い  
したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時4分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

1月18日木曜日の閉会中の委員会につきまし  
ては、委員会を開催することで御異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにいたしま  
す。

その他で、何かございませんか。

○内田委員 観光入込客数について中野委員が  
説明を聞かれたと思うんですけども、沖縄の  
数との違いというか、数え方の違いをいま一度  
教えてもらいたいです。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

---

午後1時14分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 以上で、委員会を閉会いたしま  
す。

午後1時14分閉会



署 名

商工建設常任委員会委員長 佐 藤 雅 洋

